

令和2年12月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月10日(木) 午後2時00分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(21名)

1番	永利 春雄	2番	寺崎 廣喜
3番	(欠員)	4番	山下 芳文
5番	山田 憲二	6番	永利 昇
7番	大中 久敏	8番	野田 敏之
9番	山田 武二	10番	(欠員)
11番	白木 治	12番	廣田 一郎
13番	米倉 一雄	14番	中原 孝司
15番	藤井 豊志	16番	柳 文子
17番	天本 徹	18番	田竈 新
19番	白木 隆弘	20番	井手 浩
21番	久光 壽子	22番	草場 小夜子
23番	伊藤 武則		

5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 こんにちは。総会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年も師走を迎え、本年最後の農業委員会総会となりました。

今年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症に始まり、終わった年ではなかったかなと思います。

12月9日、1日での全国での感染者数は2,810人、福岡県内では54人と報告されています。また、小郡市内では通算で51人の陽性者数が報告されています。

その中で残念ながら、亡くなられた方も全国で、通算で2,187人と報告されています。

お亡くなりになられた方々のご冥福と、患者の皆さまの早い回復を、お祈りいたします。

委員の皆さまも、暮れから正月にかけて、引き続き三密を避ける行動をお願いするとともに、消毒やマスクの着用など、ご注意をお願いいたします。

また、農業に関しては、豪雨と台風によりコメの作況指数は、全国の「99」に対して、福岡県が「80」となり、大きな被害を受けた年となりました。来年は災害のない良い年になりますよう、願うばかりです。

このような中、小郡市農業委員会定例総会を開催いたしましたところ、ご参集頂き、厚くお礼申し上げます。

本日は議案4件、報告事項2件でございますが、案件が多くありますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。簡単ですがあいさつに代えさせていただきます

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は21名で委員定足数に達しております。

よって、令和2年12月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

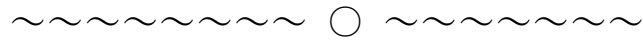
ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくをお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、22番 草場 小夜子 委員、23番 伊藤 武則 委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。



[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、17件を議題といたしますが、番号1から番号3までの案件は、議席番号21番委員に関係する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、議席番号21番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

(退席案内)

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、小郡地内の田4筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号2は、小郡地内の田1筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

議案書の2ページ、番号3は、小郡地内の田1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号4は、津古地内の田2筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号5は、大板井地内の畑2筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人と譲受人の親族間での贈与となるものです。

(位置図で場所の説明)

議案書の3ページ、番号6は、福童地内の田1筆、畑1筆、合計2筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人と譲受人の親族間での贈与となるものです。

(位置図で場所の説明)

2筆の間に有ります1筆は、今回の譲受人の所有地です。

番号7から議案書10ページ、番号14までは、譲受人が同一ですので、一括してご説明をいたします。

譲渡人は計8名、譲受人は同じです。

(面積、価格の説明)

3条による有償移転で売買となります。譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

議案書10ページ、番号15、16の説明をいたします。

番号15は、八坂地内の畑1筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

続きまして、番号16は、下西鯨坂地内の田1筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

(位置図で場所の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため贈与となるものです。

議案書11ページ、番号17は、稲吉地内の畑1筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

(位置図で場所の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため贈与となるものです。

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないものと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても、了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 それでは、議席番号21番委員の入室を許可します。

(入室案内)

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、6件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の12ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明します。

議案書の番号1と番号2は同一の案件となります。農地の所在地は、干潟地内の田2筆です。

倉庫及び事務所の建築を行うため申請されたものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は農業振興地域内の農用地区域外にある農用地、通称、「白地」と呼ばれる農地で、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地に分類されます。従って、農地区分は第1種農地に区分されます。

また、申請地の東側は、今回の倉庫及び事務所の開発に一体で利用する箇所になります。

今回の農地転用の申請は、この隣接する土地と一体として同一事業の用に供することになります。

1種農地の例外規定の中に、「隣接する土地と一体として同一事業の用に供する場合」につきましても、例外規定に該当いたします。

なお、申請地内にはL型擁壁を設置し、盛り土をおこないます。

雨水排水については、新設するU字側溝を介して、既存の水路へ排水する計画になっています。また、敷地の北側に浸透性舗装を施工する計画となっております。(位置図で説明)一部分、黒塗りになっている箇所、

この部分が浸透性の舗装を施工する箇所になります。

以上の観点から、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

次に、番号3は、八坂地内の田1筆です。

一般個人住宅を建設するため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地を起点に概ね500メートルの円を描いたものが水色で着色しているラインになります。この500メートル圏内に、味坂保育園及び味坂小学校の2教育施設が位置しております。

さらに、申請地の北側の市道には、上・下水道管が埋設されております。以上のことから、第3種農地に該当します。

また、土地利用計画図から申請地内にコンクリートブロックを設置し、造成を行います。北側の市道に上・下水道管が存することから、市道に埋設された上・下水道管より取水・排水を行います。

雨水排水については、北側の市道の側溝に結び付け、排水する計画になっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

次に、議案書13ページ、番号4及び番号5は同一の案件となります。農地の所在地は、二森地内の畑2筆です。

露天駐車場を設置するために申請されたものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は(第3種農地近接の)10ヘクタール未満の小集団の農地に区分される第2種農地となります。

露天駐車場の計画については、造成は特になく、砂利敷の駐車場となり、雨水排水は西側の水路に自然排水することとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

次に、番号6は、稲吉地内の田2筆です。

建売住宅を建設するため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地を起点に概ね500メートルの円を描いたものが水色で着色しているラインになります。この概ね500メートル以内に御原小学校、

御原保育所が位置し、2の教育施設が位置しております。

また、申請地の東側の市道に上・下水道管が埋設されております。以上のことから、農地区分は第3種農地に該当します。

先程も申しあげましたように、申請地の東側、市道には公共の上・下水道管が存することから、今回の8軒の建売住宅につきましては、市道に埋設された上・下水道管を利用することとなっております。

また、雨水排水につきましては、申請地内に新設した道路に側溝を設け、雨水排水を行います。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われれます。

次に、議案書14ページ番号7から、22ページ番号26までは同一の案件となります。

農地の所在地は、干潟地内の田22筆、畑33筆、計55筆で、合計面積は39,044.41平方メートルです。

(位置図で場所の説明)

申請地(該当地)は農用地区域、第1種農地に区分されるものです。転用目的としては、文化財の発掘調査を行うこととなっております。

文化財発掘調査につきましては、「特別な立地条件を必要とする事業の用に供する場合」となっているため、農用地区域、第1種農地内に在りますが、例外規定に該当します。

なお、一時転用として、許可日から令和3年12月28日までの計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われれます。

以上、説明しました26件の案件については、先月開催しました地区会議において、了承いただいております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致を



みましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。それでは、質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号は、原案どおり許可相当とし、意見書をつけ、県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転4件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の23ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転について説明を申し上げます。

番号1は、赤川地内の田3筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
一括して、番号2についても説明します。

番号2は、赤川地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
(位置図により場所の説明)

所有権を移転する者の経営規模縮小のため、県農業振興推進機構へ売渡されるものです。

次に番号3は、下西鯉坂地内の田3筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
一括して、番号4まで説明させていただきます。

議案書24ページ番号4は、下西鯉坂地内の畑4筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

農振農用地外で白地の農地となっております。経営規模縮小のため、県農業振興推進機構へ売渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

以上、譲受人は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、第1分科会長よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転4件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借について2件を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の25ページをお願いいたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借について、提案理由の説明をいたします。

番号1は、福童地内の田6筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃借料の説明)

本来、11月に諮るべき案件でしたが、相続関係の整理が遅れたため  
今月の設定となったところです。

(位置図により場所の説明)

議案書25ページ～27ページ、番号2は、小板井地内の田24筆で  
す。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、  
期間の説明)

本来、11月に諮るべき案件でしたが、入力のもれが判明しましたの  
で、今月の設定をお願いするものです。

(位置図により場所の説明)

以上、2件については、先月開催しました地区会議に於いて報告し、  
ご確認・ご了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、  
事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、第1分科会長より  
ご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承  
認について、利用権貸借2件につきまして、第1分科会で慎重に審査し  
た結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方  
よろしくお願いいいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。  
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。本案件について、原案通り承認す  
ることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり承認いたします。

[日程第3 報告事項]

- 議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出  
22件につきまして、報告いたします。  
議案書の28ページをご覧ください。  
番号1は、古飯地内の田3筆です。  
貸人の都合のため、合意解約されるものです。  
番号2は、小郡地内の田4筆です。  
貸人の都合のため、合意解約されるものです。  
議案書の29ページ、番号3は、福童地内の田6筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。  
番号4は、福童地内の田4筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。  
議案書の30ページ、番号5は、福童地内の田6筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。  
議案書の30ページ～31ページ、番号6は、福童地内の田6筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。  
議案書の31ページ～32ページ、番号7は、福童地内の田9筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。  
議案書の32ページ～33ページ、番号8は、福童地内の田11筆で  
す。売買のため、合意解約されるものです。  
議案書の33ページ～34ページ、番号9は、福童地内の田16筆で  
す。売買のため、合意解約されるものです。  
議案書の35ページ、番号10は、下西鯨坂地内の田1筆です。  
贈与のため、合意解約されるものです。  
番号11は、八坂地内の畑1筆です。  
贈与のため、合意解約されるものです。  
番号12は、赤川地内の田3筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。  
議案書の36ページ、番号13は、赤川地内の田1筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。  
番号14は、津古地内の田2筆です。

売買のため、合意解約されるものです。

番号15は、下西鯨坂地内の畑4筆です。

売買のため、合意解約されるものです。

議案書の37ページ、番号16は、上西鯨坂地内の田3筆、下西鯨坂地内の田6筆、合計9筆です。売買のため、合意解約されるものです。

議案書の38ページ、番号17は、稲吉地内の畑1筆です。

贈与のため、合意解約されるものです。

番号18は、小郡地内の田1筆です。

売買のため、合意解約されるものです。

番号19は、小郡地内の田1筆です。

売買のため、合意解約されるものです。

議案書の39ページ、番号20は、干潟地内の田1筆です。

貸人の都合のため、合意解約されるものです。

番号21は、干潟地内の田1筆です。

貸人の都合のため、合意解約されるものです。

番号22は、干潟地内の畑2筆です。

貸人の都合のため、合意解約されるものです。

なお、詳細については記載のとおりであり説明を割愛させていただきます。

次に、議案書の40ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、5件の報告をいたします。

番号1は、津古地内の畑1筆です。

露天駐車場を設置するため、届出が提出されたものです。

番号2は、稲吉地内の田1筆です。

建売住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

番号3は、三沢地内の畑1筆です。

一般個人住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

次に、議案書の41ページをご覧ください。

番号4は、大保地内の畑1筆です。

一般個人住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

番号5は、小郡地内の畑1筆です。

一般個人住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載のとおりであり説明を割愛させていただきます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。

以上で、本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和2年12月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

令和2年12月10日(木) 午後 2時48分 閉会